

## さいたま市自転車活用イベントの実施に関する備品貸出要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民等が実施する自転車活用イベントの開催に際し、本市が所有する自転車に関する備品を貸出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市民、団体、事業者及び公共団体をいう。
- (2) 自転車活用イベント 交通安全教室やサイクリングなど、自転車の安全利用の啓発及び自転車利用の促進に関する行事又は催し物などをいう。

### (貸出対象)

第3条 備品の貸出の対象は、次の各号について理解を深め、開催中に参加者への周知啓発を図るとともに、ルールを遵守した安全な自転車の走行を実施する自転車活用イベントとする。

- (1) 自転車安全利用五則
- (2) さいたま自転車まちづくりプラン～さいたまは一と～（以下、「さいたまは一と」という）

### (貸出備品)

第4条 貸出を行う備品については、次の各号に掲げるものとし、貸出期間は、7日以内とする。

- (1) 自転車用ヘルメット
- (2) 空気入れ
- (3) 自転車用工具
- (4) 自転車安全利用五則及びさいたまは一とに関する啓発ポスター

### (貸出料)

第5条 備品の貸出しは、無償にて行うものとする。

### (貸出しの申請)

第6条 備品の貸出しを受けようとする市民等は、自転車備品貸出申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

### (貸出し決定等の通知)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、結果を自転車備品貸出決定等通知書（様式第2号）により通知するものとする。

### (市民等の責務)

第8条 市民等は、貸出備品について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 自転車用ヘルメットの破損等を確認した場合は、使用を中止すること。
- (2) 貸出備品について、自転車活用イベントの目的以外に使用しないこと。

(貸出の取消し)

第9条 市長は、貸出を決定した後、市民等が第3条の規定を遵守できないと判断した場合は、貸出を取り消すことができる。

(報告)

第10条 市民等は、自転車利用促進事業終了後、速やかに事業実施報告書(様式第3号)を提出すること。

(損害賠償)

第11条 市民等は、貸出備品を紛失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月2日から施行する。